

大和州市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

大和市長 古谷田 力

大和州市条例第 1 1 号

大和州市税条例の一部を改正する条例

大和州市税条例（平成 2 年大和州市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 1 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0. 0 9 リットル以下のもの」の次に「(ウに掲げるものを除く。)」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「0. 0 9 リットルを超えるもの」の次に「(ウに掲げるものを除く。)」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円

附則第 1 3 項第 9 号中「附則第 1 5 条第 4 1 項」を「附則第 1 5 条第 4 0 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 3 1 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。